

半島振興対策実施地域における租税特別措置について

熊野市では、平成 25 年 4 月 1 日に「半島振興を促進するための熊野市における産業の振興に関する計画」を策定し、国から地区指定を受けています。

平成 25 年度の税制改正により、指定を受けた地区で、個人または法人が、設備投資を行い、一定の要件を満たす場合、所得税又は法人税の減価償却の割増し償却（特別措置）が適用されます。

次の要件に該当し、特別措置の適用を希望される場合は、税務申告前に設備投資の内容等が計画に適合していることの確認を受ける必要がありますので、別紙「産業振興機械等の取得等に係る確認申請書」に必要事項をご記入の上、市役所市長公室までご提出ください。

1 対象地域

熊野市全域

2 対象業種

製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報サービス業等

3 対象事業

機械・装置、建物・付属設備、構築物の減価償却資産を取得した事業

4 適用条件

業種・資本規模に応じ、以下のとおり取得価格の下限値の設定があります。

業種	資本金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 ～5,000 万円以下	5,000 万円超
製造業	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上（新增設による取得に限る）
旅館業			
農林水産物販売業	500 万円以上		500 万円以上（新增設による取得に限る）
情報サービス業			

5 提出書類

- ・産業振興機械等の取得等に係る確認申請書
- ・設備投資した場所の地図
- ・資本金等確認できる書類のコピー
- ・取得価格が確認できる領収書等のコピー

なお、割増償却制度に関する詳しい説明は、下記の国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/hra_zei.html

6 地方税の取扱いについて

熊野市は、半島地域と過疎地域に重複して指定されておりますが、今回の計画策定に伴い、過疎地域の特別措置（国税）の適用ができなくなります。一方で、地方税の不均一課税については、このような場合でも引き続き過疎地域に係る措置を活用することができます。（ただし、2つの制度を同時に適用することはできないため、事業者は、いずれの措置を適用するかを選択することになります。

ダウンロードファイル

- ・半島振興を促進するための熊野市における産業の振興に関する計画（PDF）
- ・産業振興機械等の取得等に係る確認申請書（Word）